

登別市消防表彰条例施行規則（案）

登別市消防表彰条例施行規則（昭和 27 年規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、登別市消防表彰条例（平成 31 年条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請手続）

第 2 条 団長（登別市消防団条例（昭和 29 年条例第 3 号）第 2 条第 3 項に規定する団長をいう。）は、条例第 2 条に該当するものがあるときは、毎年 10 月 31 日までにその事項を調査し、市長に次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定める書類等を提出しなければならない。ただし、特別な事由があるときはこの限りでない。

（1）功労表彰及び功績表彰

ア 本市の消防団及び分団 功労表彰及び功績表彰申請書（別記様式第 1 号）

イ 本市の消防団員（以下「消防団員」という。） 功労表彰、功績表彰及び優良消防団員表彰申請書（別記様式第 2 号）

（2）優良消防団員表彰 功労表彰、功績表彰及び優良消防団員表彰申請書

（3）精勤表彰、勤続表彰及び退職者表彰 精勤表彰、勤続表彰及び退職者表彰申請書（別記様式第 3 号）

（4）消防団協力表彰 消防団協力表彰申請書（別記様式第 4 号）

（勤続年数）

第 3 条 勤続年数は、毎年 9 月 30 日を基準日として、消防団員として任用された日の属する月から起算する。

2 勤続期間が断続している者については、消防団員でなかった期間は通算しない。

（記章等の形状）

第 4 条 条例第 4 条に規定する記章及び条例別表に規定する竿頭綬の形状は、別記のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

功労表彰及び功績表彰申請書

年 月 日

登別市長 様

登別市消防団長 ⑩

次の団体を登別市消防表彰条例第2条の規定により表彰されるよう申請します。

記

- 1 表彰の種類
- 2 所属団体名
- 3 団体長名
- 4 功労又は功績事項

別記様式第2号（第2条関係）

功勞表彰、功績表彰及び優良消防団員表彰申請書

年 月 日

登別市長 様

登別市消防団長 ⑩

次の者を登別市消防表彰条例第2条の規定により表彰されるよう申請します。

記

- 1 表彰の種類
- 2 所属団体名
- 3 階 級
- 4 任用年月日
- 5 住 所
- 6 氏 名
- 7 生 年 月 日
- 8 功勞又は功績事項

別記様式第4号（第2条関係）

消防団協力表彰申請書

年 月 日

登別市長 様

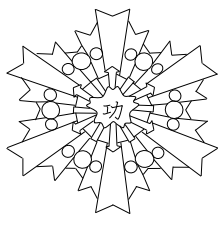
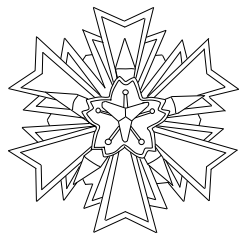

登別市消防団長 印

次のものを登別市消防表彰条例第2条の規定により表彰されるよう申請します。

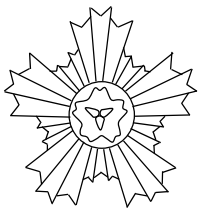
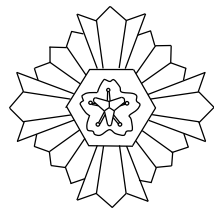
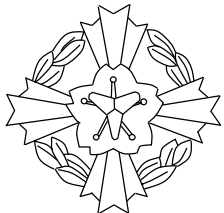

氏 名 (団体名)	
住 所	
協力援助事項	

別記

1 功労章 功績章 優良消防団員章

記章				
区別		功労章	功績章	優良消防団員章
地金		真鍮製	真鍮製	真鍮製
大きさ	縦	4 5 mm	4 3 mm	3 5 mm
	横	4 2 mm	4 3 mm	3 5 mm
表面		金メッキ 七宝風ラッカー 2色 文字 銀	金メッキ 七宝風ラッカー 3色	七宝風ラッカー 2色 文字及び一部 金メッキ
裏面文字	右側	功労章	功績章	優良章
	左側	登別市	登別市	登別市

2 精勤章 勤続章

記章					
区別		精勤章	勤続章 (30年)	勤続章 (20年)	勤続章 (10年)
地金		真鍮製	真鍮製	真鍮製	真鍮製
大きさ	縦	4 2 mm	3 6 mm	3 3 mm	3 8 mm
	横	4 2 mm	3 6 mm	3 3 mm	2 9 mm
表面		七宝風ラッカー 2色 一部金メッキ	七宝風ラッカー 2色 一部金メッキ	銀いぶし 七宝風ラッカー 1色 一部金メッキ	マーク一体 銀いぶし 一部金メッキ
裏面文字	右側	精勤章	勤続30年	勤続20年	勤続10年
	左側	登別市	登別市	登別市	登別市

3 竿頭綬

